

コロナ特例減免における国費 10 割負担の復活と市町村における国保料（税）負担軽減のための支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和 3 年 6 月 2 日付事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和 3 年 11 月 26 日付事務連絡）等に基づき、国による財政支援が行われている。

コロナ禍における生活困難は、個人の責任に帰するものではなく、まさに災害、事故に類するもので、その規模からいっても、国による積極的な財政支援が求められるところである。昨年度は令和 3 年 11 月 26 日付事務連絡によりすべて国費による 10 割の財政支援となり、市町村負担は緩和された。

しかし、2022 年度の国保料（税）へのコロナ特例減免は、多くのところで、市町村負担が発生することになる。今年度の 10 割国費支援の条件は「国保料（税）の減免総額（令和 4 年度分の保険料（税））が、市町村調整対象需要額の 3 % 以上」であり、3 年連続して「前年比 3 割以上減収の方が対象」の制度では、3 % を超えるのは極めて困難だからである。新型コロナウイルス感染拡大の今後について、予断を許さない状況にあるからこそ、国の責任で生活支援について万全を期すべきである。

また、子どもの均等割り保険料については、令和 4 年度から未就学児の半額軽減措置が実施されている。しかしながら、子どもが増えれば保険料が上がる仕組みに変わりはなく、これは他の健康保険にはない仕組みであり、制度の公平性の観点からも廃止すべきである。

子どもの医療費助成制度等へ現物給付で無料化した場合のペナルティである国庫負担金の減額措置についても、全国知事会や市長会が求めているように「少子化へ逆行」する不条理な施策となっている。

全国知事会が指摘しているように「地方の実情に応じた取組を阻害する」ことがないように、市町村独自の減免制度を尊重されるように求める。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保料（税）の減免にあたって、2020 年度、2021 年度と同様、全額国費の財政支援を継続すること。
2. 子ども医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置を廃止すること。
3. 国保の子どもの均等割り保険料（税）を 18 歳まで廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年（2022 年）6 月 28 日

那 覇 市 議 会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣